

海外在留邦人等の一時帰国時におけるワクチン接種事業（アストラゼネカ製ワクチンの接種開始）

2021年8月16日

海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業に関し、アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、今月25日から条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチンの接種が開始されることとなりました。それに伴い、ファイザー製の2回目接種や接種証明書に関し変更された点がありますので以下のとおりお知らせします。

- AZ製ワクチンの接種開始（対象者は本事業対象者のうち以下いずれかの条件を満たす方）
 - ・既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種し、居住地での2回目接種に懸念等がある方。
 - ・ポリエチレングリコールに対するアレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種できず、居住地での接種に懸念等がある方（基本的に本邦での2回接種が前提）。
- ※AZ製ワクチンの接種予約は8月18日（水）正午（日本時間）以降に開始されます。

- ファイザー製ワクチンの2回目みの接種
今回AZ製ワクチンの2回目み接種が開始されることを受けて、本事業対象者のうち、既に居住地でファイザー製ワクチンを1回接種済みで、居住地での2回目接種に懸念等を有する場合、本事業でファイザー製の2回目みの接種を受けることが可能となります。
※接種会場にて、既にAZ製、ファイザー製ワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。
※本事業で1回目接種のみを受けることはできません。

- 異なるメーカーのワクチンの接種について
日本で薬事承認されていないワクチンを1回接種済みであるなどの理由がある場合、居住地の感染状況等を踏まえ、ご自身の判断により医師とご相談の上で本事業での接種が認められません。予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められないケースもありますので、予めご承知おきください。
※居住地でファイザー製又はAZ製のワクチンを1回接種済みである方は、特段の事情がない限り、本事業での2回目接種も同一メーカーのワクチンを接種していただくこととなります。

- 接種証明書の発行
基本的に本事業で2回（1回目・2回目双方）の接種を行った方が対象ですが、本事業で2回目接種のみを受けた場合、「1回分の接種を受けた」ことを証明する接種証明書の発行が可能となります。

- 詳細につきましては、以下の外務省特設ページをご確認いただきますようお願いいたします。
URL: <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp